

災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書

浦安市（以下「甲」という。）と浦安災害廃棄物処理協力会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害発生時における災害廃棄物処理等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市内において地震等大規模災害が発生した場合に、当該災害及び避難所等で発生した廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の撤去、収集・運搬等について、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次の各号の事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 仮置場の管理
- (4) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第3条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（情報の提供）

第4条 甲は、大規模災害時に円滑な協力が得られるように、乙に被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

（協力の要請の手続き）

第5条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後日、速やかに文

書で通知するものとする。

- (1) 協力内容
- (2) その他必要な事項
（実施の報告）

第6条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 実施内容
- (2) その他必要な事項
（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として甲が負担するものとし、その価格は甲と乙で協議の上決定するものとする。

（連絡窓口）

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においてはごみゼロ課、乙においては代表事業者とする。

（協議）

第9条 この協定の実施に関し必要な細目又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和4年2月8日

甲 浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長

内田悦郎

乙 浦安市千鳥15-39
浦安災害廃棄物処理協力会
代表事業者 株式会社浦安清運
代表取締役

加納清子